

京都市告示第566号

京都市京町家の保全及び継承に関する条例第16条第1項の規定により、京町家保全重点取組地区を指定しましたので、同条第3項の規定により次のとおり告示します。

なお、関係図書を閲覧に供します。

令和4年2月10日

京都市長 門川 大作

1 名称及び面積

名 称	面 積
二条通（烏丸通から堀川通まで） 京町家保全継承地区	約3.2ヘクタール

2 二条通（烏丸通から堀川通まで）京町家保全継承地区を定める土地の区域

京都市中京区東玉屋町，大恩寺町，正行寺町，西大黒町の各全部及び秋野々町，蛸薬師町，頭町，矢幡町，二条新町，薬師町，薬屋町，蒔絵屋町，冷泉町の各一部

3 関係図書の閲覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局まち再生・創造推進室

(都市計画局まち再生・創造推進室)